磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書（令和９年度～14 年度）

本仕様書は、磐田市（以下「甲」という。）が委託する福田・竜洋地区の家庭系一般廃棄物収集運搬業務（以下「本業務」という）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項を定めるものとする。

１　業務の内容

本業務は、別紙第１に定める区域（以下「業務区域」という）に存する集積所に家庭から排出された一般廃棄物（可燃ごみ、プラスチック、金物・小型電化製品、有害ごみ、空き缶、廃食用油、スプレー缶、埋立ごみ）の収集運搬、甲が指定する処理施設の搬入及びこれらに関連する一切を対象とする。

なお、業務区域における対象世帯数・人口・集積所数及び家庭ごみ排出量の見込みは、別紙第１のとおりとする。

２　業務の期間

本業務の契約期間は、契約締結日の翌日から令和 14 年 6 月 30 日までとする。なお、収集運搬等の実施期間は、令和 9 年 7 月 1 日から令和 14 年 6 月 30 日とする。

３　業務の実施

(1) 実施日

本業務は、業務区域に該当する「磐田市家庭ごみ収集カレンダー（当該年度版)」に則して行うものとする。

(2) 実施時間

本業務は、収集日の午前 8 時以降に開始する。また、収集した廃棄物は、甲が指定する処理施設へ、その受付時間内に搬入すること。

４　受託の体制

(1) 人員の配置

乙は、次に掲げる人員及び体制を確保し、甲の指定する日までに業務従事者名簿等で報告し承認を得るものとする。また、いずれの人員も乙と雇用関係にある中で、全集積所の位置及び収集ルートを確実に把握するなど本業務に精通する者であること。

併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という」）その他関係法令の遵守、必要な資格の保持、個人情報保護、守秘義務を厳守することに加え、業務従事中の喫煙禁止など市民に対するマナーや接遇能力を有する者であること。ただし、業務責任者等が業務従事者を兼任することを妨げない。

① 業務責任者

業務責任者は、本業務の内容及び関係法令等に精通し、業務従事者等の指揮監督を含む業務全体の管理監督を行うとともに、甲と円滑な連絡体制を確保する中で、その指示について迅速に対応する。特に業務従事者の飲酒や免許停止等の処分に

ついては、始業前に毎回確認すること。

また業務責任者は、甲及び業務従事者と常時連絡が取れる体制を整え、緊急時は速やかに現地確認を行い、状況を甲へ報告すること。

② 業務副責任者

業務副責任者は、業務責任者を補佐するとともに、必要に応じて業務管理者の業務を代行すること。

③ 業務従事者

業務従事者は、本業務の内容及び関係法令等を把握し、これに則り本業務の実務を行う。乙は、本業務の実施について収集運搬車両1台当り2名以上の業務従事者を確保しなければならない。なお、やむを得ない事由により、乙が収集運搬車両の業務従事者体制を確保できない場合は、その旨を直ちに甲へ報告し、許可を受けること。

(2) 業務従事者等の変更

乙が、甲に報告した業務責任者、業務副責任者、業務従事者を変更しようとするときは、事前に甲の承諾を得たうえで、5営業日前を期限に変更業務責任者選任通知書及び変更業務従事書名簿等を提出すること。

また甲は、従事者が次に掲げる事項に該当すると甲が判断した場合は、乙へ当該従事者の変更を求めることができる。このとき乙は、10営業日以内に新たな従事者を専任し甲へ届け出ること。

① 公序良俗に反する行為があった場合

② 勤務態度の不良が認められた場合

③ 業務の実態に著しい不適正を認めた場合

④ 資質及び職に対し不備が認められた場合

(3) 身分証明

乙は、従事者に所属する会社等の社名が入った制服等を着用させること。また、その制服等は、作業の安全を確保するため、本業務に適したものとすること。

(4) 収集運搬車両

乙は、次に掲げる事項のとおり自らの負担により収集開始日に円滑かつ適正な稼動能力を有する収集運搬車両を確保すること。

① 別紙第１に定める種類及び台数と同等以上の収集運搬車両を確保すること。

② 収集運搬車両に甲の委託した車両である旨の表示を行い、受託業者であることを広く市民等へ周知すること。

③ 点検、修理等のやむを得ない事由により代替車両を使用する場合は、事前に甲へ報告すること。

④ 始業前点検及び法定点検等を確実に実施するなどして、収集運搬車両を適正に維持管理すること。

⑤ 乙の負担により自動車任意保険へ加入すること。

⑥ 収集物等の汚れが残存しないよう架装荷箱内部、車両本体等の洗浄を適切に行うなどして、常に収集運搬車両を清潔に保持することとし、必要に応じて収集等の継続に支障がないよう、代替車両の手配を行うこと。

⑦ 収集運搬車両は、乙の責任において保管場所を確保し、適正に管理すること。

⑧ 事故、火災など緊急事態の発生については、速やかに甲及び警察署等の関係機関へ報告するとともに、迅速かつ適正な処理を行うこと。

⑨ 乙の責により起きた事故や苦情等については、誠意をもって賠償等を含む対応にあたることとし、これに係る費用等は、全て乙の負担とする。また、発生から５営業日以内に事故報告書等を提出し、再発防止の策を講じること。

(5) 実施体制

乙は、業務の円滑な遂行に足りる十分な員数の従事者や収集運搬車両を配置する中で、天候や交通環境の状況など外的要因及びその傾向により適宜増減させること。

(6) 安全衛生管理

乙は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

５　一括再委託の禁止

乙は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

６　権利義務の譲渡等の禁止

乙は、この契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

７　公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。特に市民対応については、次に掲げる事項を遵守すること。

① 常に公共事業である本業務を受託する意義を念頭に置き、市民への奉仕を心掛けること。業務従事者は、粗暴な言動は厳に慎み、服装、態度等において市民の信頼を損なわないこと。

② いかなる理由があっても市民等から金品及びその他物品を収受してはならない。

③ 本業務に対する意見や苦情等を受けた場合は、誠意をもって対応し、その内容を速やかに甲へ書面で報告すること。

８　法令の遵守と個人情報及び守秘義務

乙は、本業務の履行に当たり関連する諸法令及び条例等を順守しなければならない。

(1) 個人情報の保護

乙は、本業務で知り得た市民・市職員等に関する個人情報の取り扱いについて、漏えい・紛失・毀損の防止等の適切な管理に必要な措置を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び「磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の他関連法令に準拠して講じるものとする。併せて本業務に関係する情報資産の安全性を確保しなければならない。

(2) 秘密の保持

本業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務上知り得た一切のことについて第三者に漏らしてはならない。

9　研修等の実施

乙は、次に掲げるとおり研修等に取り組むこと。

(1) 本業務の安全かつ適正な実施を目的に、業務従事者等へ研修、教育及び指導を行うこと。

(2) 乙は、甲が実施する各種研修、会議及び打合せに参加し、その内容について業務従事者等へ適切に周知すること。

10　緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 乙は、車両事故、車両火災等の処理を迅速に対応するため、業務従事者と常に連絡を取ることができる体制を整えること。

(2) 災害等が発生した場合は、甲乙が協議により乙が策定した事業継続計画（ＢＣＰ）に則して、速やかに対応すること。

11　業務の引継ぎ

本業務の受託者が変更される場合は、次に掲げる事項に配慮して引継ぎを行うこと。

(1) 引継ぎ中に事故等が発生した場合は、収集運搬等の実施期間にある受託者が主体的に対応し、甲への報告についても責を負うこと。

(2) 従前の受託者は、新規受託者へ誠意をもって業務の引継ぎを行うこと。

(3) 新規受託者は、事務の引継ぎ等を踏まえ業務の実施までに収集ルート図や所管する区域における留意事項等を記載した引継書を作成し甲へ提出すること。

12　提出書類

乙は、甲の指定する日までに、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 人員に関するもの

業務責任者及び業務副責任者等を明記した業務従事者名簿に、各々が有する運転免許証など本業務の実施に必要な資格証の写しを添付して、各年度の業務開始前に提出すること。また、年度途中に変更がある場合は、速やかに変更を届け出ること。

(2) 車両等に関するもの

収集車両など本業に使用する車両の一覧表及び車検証の写しを、各年度の業務開始前に提出すること。また、年度途中に変更がある場合は、速やかに変更を届け出ること。

(3) 事業継続計画（ＢＣＰ）

事業継続計画（ＢＣＰ）を、各年度の業務開始前に提出すること。また、年度途中に変更がある場合は、速やかに変更を届け出ること。

(4) 委託業務実績報告書
　毎当該月の搬入量等の委託業務実績報告書を、翌月 10 日までに提出すること。
(5) 甲が必要と認めるもの
　その他甲が求める書類や資料については、速やかに提出すること。

13　注意事項
　乙は、本業務の実施において次に掲げる事項に特段の注意をするものとする。
(1) 安全に十分な配慮をする中で、効率性を確保し迅速かつ丁寧に行うこと。
(2) 集積所へ不適正排出物を残す場合は、甲が配付する「お願いシール」に理由を明記して、その排出物に貼付すること。また、直ちに甲へファクシミリなどにより報告すること。
(3) 収集を終えた集積所については、必要に応じて戸締り、散乱ごみの清掃及び飛散防止ネット等の片付けを実施すること。
(4) 収集運搬車両の運行は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）及び関係法令を遵守すること。また、児童及び生徒の登下校時において通学路及び学校等の施設周辺を走行する場合は、更に安全を確保した運転をすること。
(5) 傾斜地へ収集運搬車両を停車させる場合は、輪止めをするなど、安全対策を講じること。
(6) 集積所や収集ルートなどに不備があった場合は、直ちに甲へ報告すること。
(7) 廃食用油及びスプレー缶は、トラック（平ボディ車）により収集運搬すること。
(8) 収集を終えた回収コンテナ等は、ごみ集積所等へ適切に片付けること。
(9) 集積所の新設、移動、廃止等があった場合は、業務従事者を含む全ての関係者へ迅速に周知するとともに、所有するルート図等の資料を随時追加、修正すること。
(10) 確認表等の作成・使用により廃棄物の収集忘れを防止すること。

14　その他
(1) 本仕様書は、本業務の履行に際し必要最低限の事項を示したものであることから、記載のない事項について乙の新たな提案や創意工夫を否定するものではない。
(2) 乙は、業務の履行に必要な資料の貸与を甲へ求めることができる。このとき甲は、可能な限り乙の求めに応じること。
(3) 甲は、業務の進捗・疑義の確認等に関する報告を乙に求めることができる。
(4) 契約期間の終了後であっても、乙の責めによる不備が発見された場合は、直ちに乙の責任において必要な措置を行う。なお、この経費は全て乙の負担とする。
(5) 本業務により得られた成果物の所有権・著作権及び利用権は、甲に帰属する。

15　本仕様書等に定めのない事項
　本仕様書に定めない事項や業務の実施について発生した疑義は、その都度甲乙の協議により定めるものとする。なお、この協議に関する記録は、乙が速やかに書面で作成して甲に確認を求めること。

別紙第１

磐田市家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

（福田・竜洋地区）

１　収集場所・対象世帯数・人口・集積所数等（福田・竜洋地区）

⑴　収集区域を次の地域とする。

「福田地区」

地　区	町　名	世帯数	人　口	集積所数	カレンダーNo.
福田中地区	１番組	424	919	4	9
	２番組	83	215	1	9
	３番組	122	283	4	9
	４番組	18	47	1	9
	５番組	201	493	3	9
	６の１番組	99	196	1	11
	６の２番組	112	273	1	11
	６の３番組	257	536	4	11
	８番組	53	137	3	9
	９の１番組	33	84	1	12
	９の２番組	139	340	1	12
	１０の１番組	68	128	2	9
	１０の２番組	42	105	2	9
	１０の３番組	95	233	1	11
	１１番組	144	312	4	11
	１２番組	320	757	5	13
	１３番組	144	348	4	13
	１４番組	103	255	2	10
	１４番北組	35	80	1	10
	昭和組	731	1,566	5	10
	下太	58	148	1	12
	本田東	165	394	2	12
	本田中	59	151	1	12
	本田西	58	162	1	12
	新田東	123	291	2	12
	新田中	75	210	2	12
	新田西	57	135	2	12
小計	27 町	3,818	8,798	61	
地　区	町　名	世帯数	人　口	集積所数	カレンダーNo.
福田南地区	７番組	470	1,024	9	11
	１５番組	189	386	2	11
	石田組	220	485	1	11
	中島新町	63	110	1	11
小計	4 町	942	2,005	13	
地　区	町　名	世帯数	人　口	集積所数	カレンダーNo.
西部地区	塩新田	80	197	1	12

	一色	59	142	1	12
	清庵新田	29	60	1	12
	太郎馬新田	21	54	1	12
	南田	102	179	2	12
	長池	40	114	1	12
	大原	136	336	1	12
	大原新町	203	429	1	12
小計	8 町	670	1,511	9	
地　区	町　名	世帯数	人　口	集積所数	カレンダーNo.
北部地区	五十子	49	130	1	12
	南島	274	626	1	12
	蛭池	149	348	3	12
	東小島	101	240	2	12
小計	4 町	573	1,344	7	
地　区	町　名	世帯数	人　口	集積所数	カレンダーNo.
豊浜地区	豊浜中野	502	1,174	8	14
	小島方	152	361	4	14
	大島	191	453	1	14
	雁代	250	631	2	14
小計	4 町	1,095	2,619	15	
合計	47 町	7,098	16,277	105	

「竜洋地区」

地　区	町　名	世帯数	人　口	集積所数	カレンダーNo.
西地区	掛塚本町	118	274	8	15
	掛塚砂町	78	150	5	15
	掛塚中町	76	156	5	15
	掛塚田町	42	95	2	15
	掛塚大当町	43	100	3	15
	掛塚横町	142	306	10	15
	掛塚新町	154	351	5	15
	掛塚蟹町	193	381	10	15
	掛塚東町	475	872	7	15
	十郎島	21	44	4	15
	白羽	533	1,155	24	15
	川袋	561	1,244	13	15
	野崎	133	316	6	15
	西堀	330	716	4	16
	敷地	703	1,418	16	16
	内名	80	193	1	16
	吹上	49	122	2	16
	江口	172	443	6	16
	金洗	677	1,414	24	16.17
	竜洋雇用促進	72	99	1	16

	豊岡団地	39	79	1	16
小計	21 町	4,691	9,928	157	
地　区	町　名	世帯数	人　口	集積所数	カレンダーNo.
東地区	駒場	501	1,059	13	17
	岡	380	803	15	16.17
	西平松	187	426	4	17
	中平松	90	220	4	17
	飛平松	136	348	4	17
	東平松	128	261	8	17
	海老島	126	303	10	17
	竜洋稗原	49	137	3	17
	大中瀬	47	110	1	17
	小中瀬	42	101	2	17
	南平松	3	3	0	——
	請負新田	25	27	1	17
小計	12 町	1,714	3,798	65	
地　区	町　名	世帯数	人　口	集積所数	カレンダーNo.
北地区	竜洋中島	509	1,202	13	16
	宮本	55	132	1	16
	高木	216	558	6	16
	松本	116	228	1	16
	堀之内	591	1,421	25	16
	平間	118	314	4	16
	ニュータウン	67	137	2	16
	あおば	58	134	1	16
小計	8 町	1,730	4,126	53	
合計	41 町	8,135	17,852	275	
総合計	88 町	15,233	34,129	380	

令和 8 年 3 月末現在

⑵　ごみ排出量は、次の表のとおりとなる。

品　　目	ごみ量
可燃ごみ	約 4,933 t
プラスチック製容器包装	約 243 t
金物・小型電化製品	約 62 t
有害ごみ	約 9 t
空き缶	約 26 t
廃食用油	約 7,200ℓ
スプレー缶	約 8 t
埋立ごみ	約 54 t

令和 7 年度実績値

２　搬入場所及び搬入時間

収集した廃棄物の搬入場所及び搬入時間については、次の表のとおりである。ただし、搬入先等の変更があった場合は、委託者の指示に従うこと。なお、各施設とも年末年始等の繁忙期その他特別な事情があるときの取扱いは、委託者の指示に従うものとする。

搬入先（住所）	品目	搬入時間	備考
磐田市クリーンセンター （磐田市刑部島 301）	可燃ごみ	8：30～12：00	
中遠広域粗大ごみ処理施設 （磐田市新貝 59－1）	金物・小型電化製品 プラスチック 有害ごみ、埋立ごみ	9：00～12：00 13：00～16：15	
磐田市ごみ資源循環課 分室（磐田市新島 252－2）	廃食用油	9：00～16：30	
	スプレー缶	9：00～12：00	高温による事故防止のため
中間処理業者（市内）	空き缶	中間処理業者 指定時間	

※空き缶の搬入先は、半期ごとに変更する場合があるため、受託者へ別に指示する。

３　搬入経路

磐田市クリーンセンターへの搬入経路については、別紙第２のとおりとする。ただし、道路工事等の事由により搬入経路を変更するときは、委託者は、あらかじめ受託者に変更する搬入経路を示すこととし、受託者は、指定された搬入経路を走行すること。

４　業務従事者及び収集車両

収集運搬業務の履行に必要な業務従事者数及び収集車両台数については、次の表のとおり収集業務開始日までに受託者の負担で確保すること。

項　　目		人員または台数	備　考
業務従事者		１４名以上	
車両の種類	３ｔ塵芥車	６台以上	
	２ｔトラック （平ボディ車）	２台以上	

別紙第２
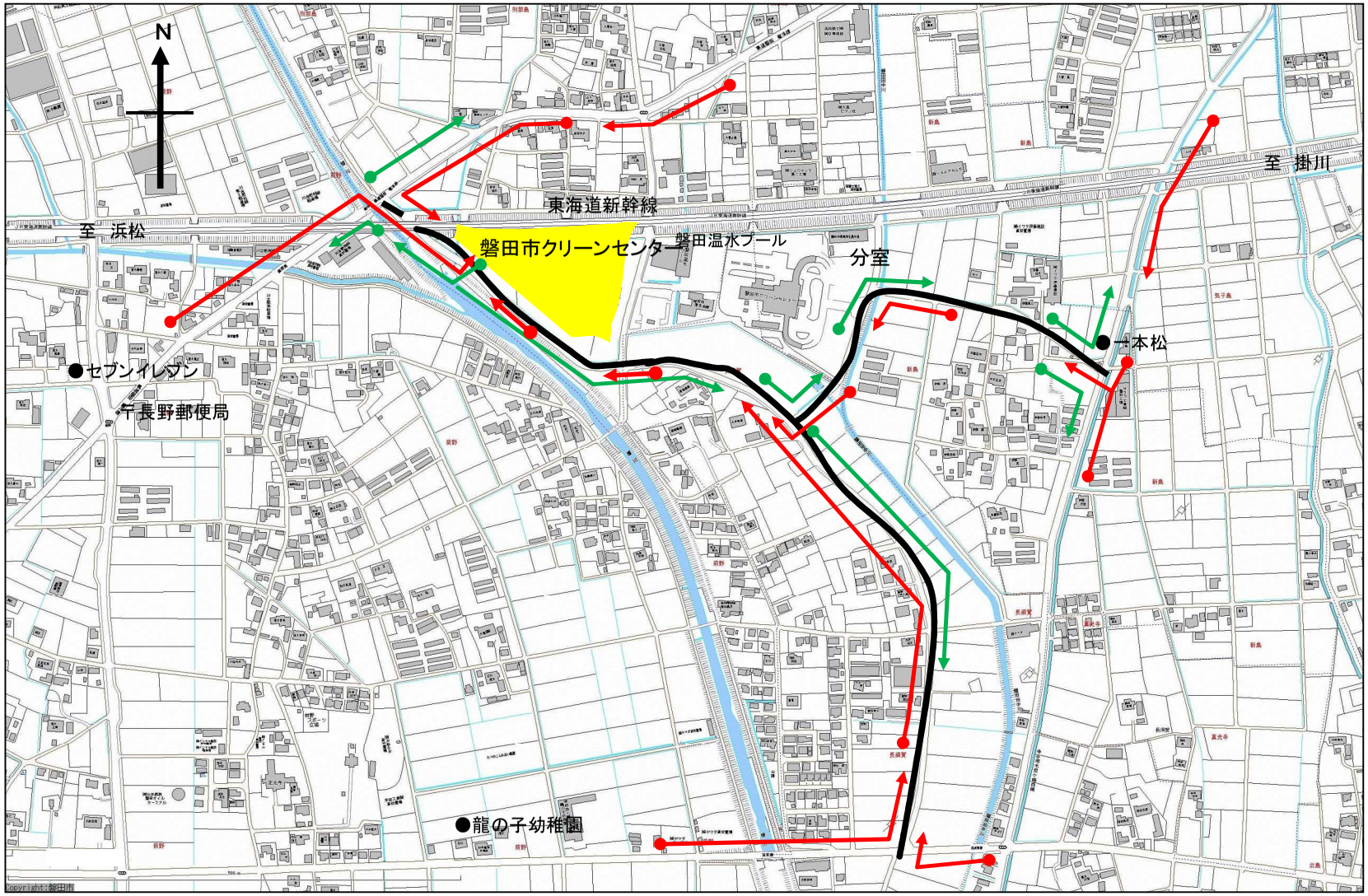
磐田市クリーンセンターへの搬入経路